⑱　本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする荒天リスク精算型の試行工事である。

⑲　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑳　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

㉑　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉒　本工事は、「令和５年度熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（令和５年４月１日以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

㉓　本工事は、「港湾請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費：1.1　現場管理費：1.1】

㉔　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

㉕　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉖　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

㉗　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成20年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による改良長15m以上の地盤改良工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用した地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成20年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による改良長15m以上の地盤改良工事

さらに、他の構成員は、平成20年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・作業船を使用した地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

ただし、②工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成20年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成20年度以降に元請けとして、次の両方の施工経験を有する者であること。

・地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。